

まなづる男女共同参画プラン

改訂版

真 鶴 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の背景	2
(1) 社会環境の変化	2
(2) 意識調査の結果	4
第2章 基本理念・基本目標	7
1. 基本理念	7
2. 基本目標	8
3. 施策の体系	10
第3章 計画の内容	11
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	11
施策の基本方向1 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革	11
施策の基本方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	12
施策の基本方向3 異性に対する暴力の根絶とメディアにおける人権の尊重	14
【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり	16
施策の基本方向4 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	16
施策の基本方向5 男女の家庭生活と働き方の見直し・地域活動との両立支援	18
施策の基本方向6 働く場における男女共同参画の推進	20
【基本目標Ⅲ】 男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり	22
施策の基本方向7 生涯を通じた女性の健康支援の推進	22
施策の基本方向8 安全・安心なまちづくりの推進	24
【基本目標Ⅳ】 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み	25
施策の基本方向9 計画の推進と管理	25
第4章 計画推進の体制	27
1. 庁内推進体制の整備	27
2. 町民参加による推進	28
第5章 資料編	29
1. 国・県・町の動向	29
2. 用語の説明	36

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、女性も男性と同じように職場や社会などのさまざまな場所で活躍するようになってきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割分担意識や慣行等が社会にはまだまだ残っており、そのことが女性の個性や能力の発揮、社会進出等の妨げになっているともいわれています。

こうした中、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画でき、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を共有し、共に責任を担うべき社会」と定義しています。それを受けて神奈川県男女共同参画推進条例では、「男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない」と制定しました。

町では、女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの人件を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めていくために、「まなづる男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりを進めてきました。

法制度では、2015年には「女性活躍推進法」が制定され、女性の社会参加が進みつつあります。その後、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」が改正されています。近年は、人口減少、少子化、高齢化が一層進み、ワーク・ライフ・バランス*、働き方改革、DV*、LGBT*などの新たな課題への対応も必要になっています。さらには、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標」達成に向けた動きが活発化しており、「ジェンダー平等を実現しよう」は17のゴールの一つとして設定されています。

こうした状況を踏まえ、「まなづる男女共同参画プラン」の見直しを行い、「まなづる男女共同参画プラン改訂版」を策定するものです。



2. 計画の性格・位置づけ

- ◇ この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画プラン」です。
- ◇ この計画は、国・県における男女共同参画計画を勘案しつつ、真鶴町総合計画及び関連する各種計画との整合を図っています。
- ◇ この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村計画」です。
- ◇ この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」です。

3. 計画の期間

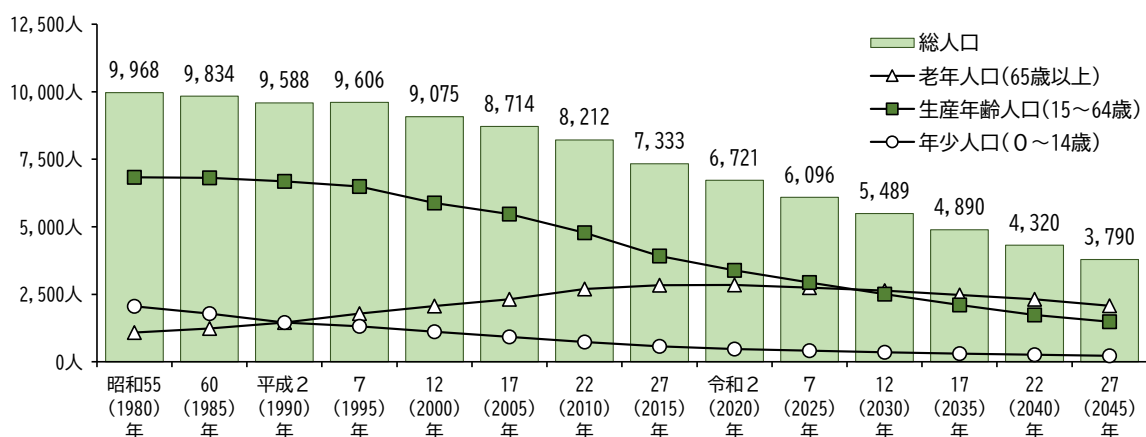
この計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、おおむね10年間程度とします。

なお、計画の期間内であっても、社会情勢の変化等に応じて、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の背景

（1）社会環境の変化

●総人口（3区分別人口）の推移



資料：地域経済分析システムリリース（平成27年までは実績値、令和2年からは推計値）

●世帯数の推移

(世帯)

	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
一般世帯数	3,220	3,188	3,274	3,251	3,064
親族世帯(核家族世帯)	2,014	1,988	2,009	1,939	1,841
親族世帯(その他の親族世帯)	643	584	532	463	350
非親族世帯	12	15	16	35	30
単独世帯	551	601	717	814	843

資料：国勢調査

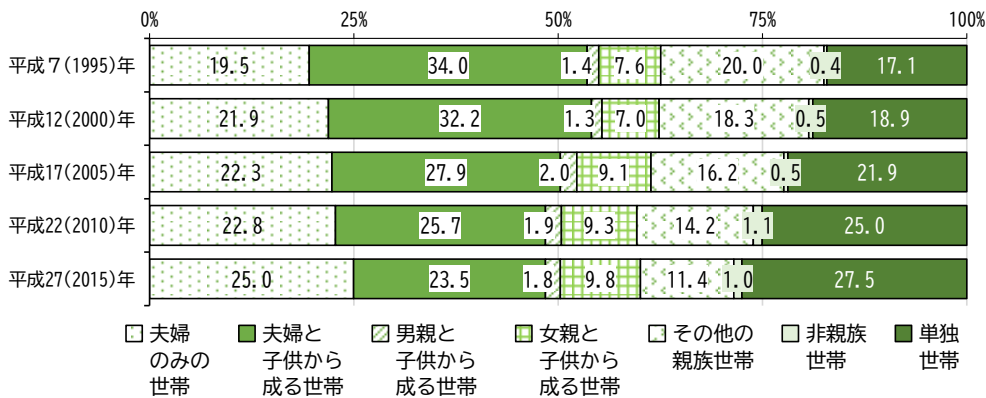
●核家族世帯（内訳）の推移

(世帯)

	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
核家族世帯	2,014	1,988	2,009	1,939	1,841
夫婦のみの世帯	629	698	731	740	765
夫婦と子供から成る世帯	1,095	1,026	915	835	719
男親と子供から成る世帯	46	41	66	63	56
女親と子供から成る世帯	244	223	297	301	301

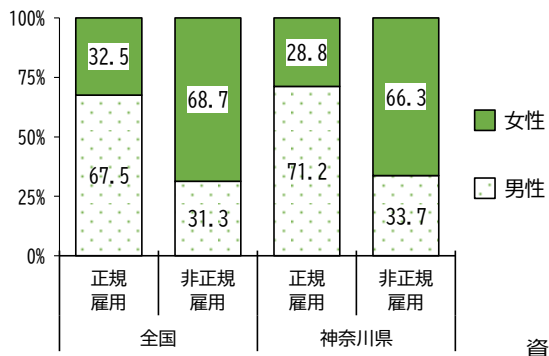
資料：国勢調査

●各世帯の割合の推移



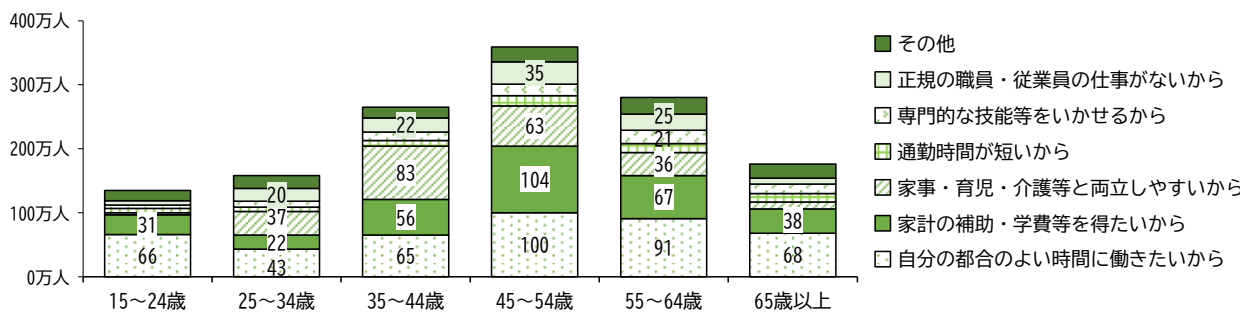
資料：国勢調査

●雇用形態別の男女割合（国・県比較）



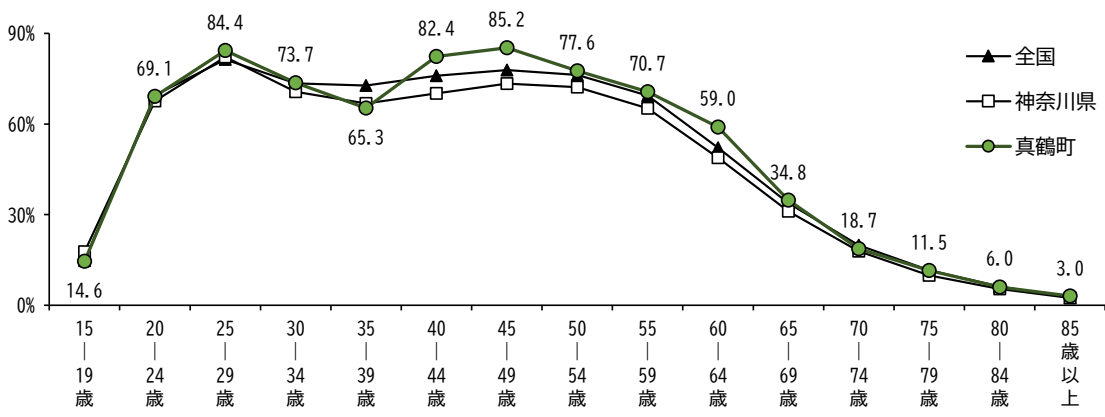
資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年調査より作成）

●非正規雇用の女性で、現職の雇用形態について主な理由（国）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年調査より作成）

●女性の労働力率（国・県・町比較）



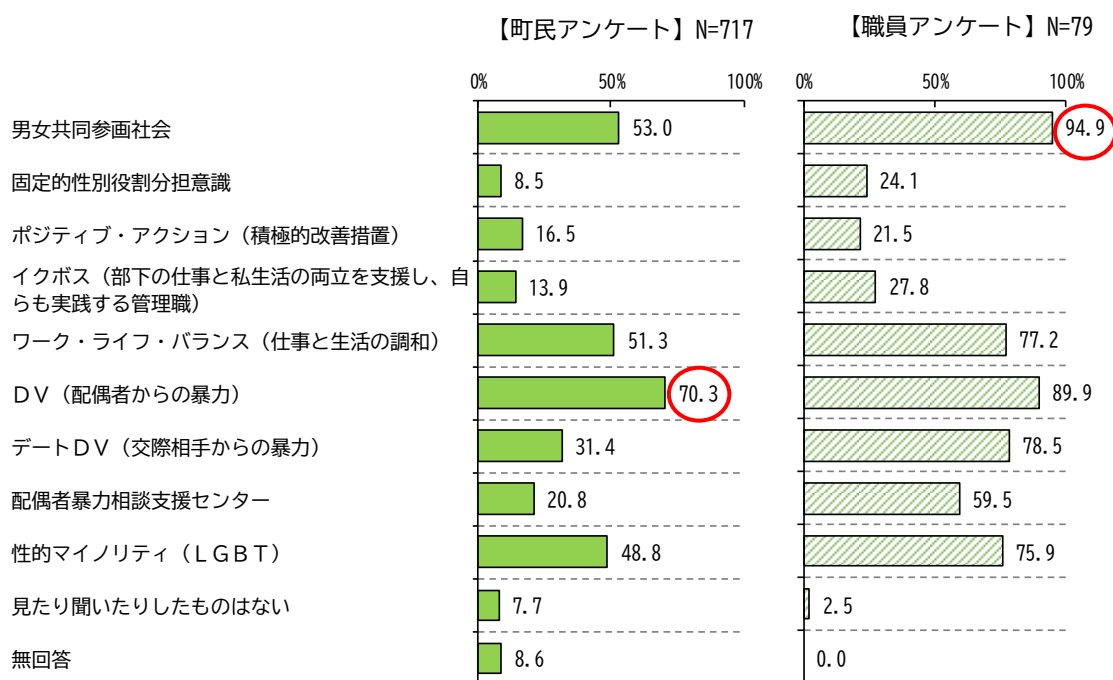
資料：国勢調査（平成27年）

(2) 意識調査の結果

令和元年度に行った、『真鶴町 第5次総合計画策定に関する町民アンケート調査・職員アンケート調査』における、「男女共同参画」に関する部分を活用しています。

	町民アンケート	職員アンケート
調査対象	町内在住の15歳以上の方2,000人	真鶴町役場職員
調査方法	郵送配布・郵送回収	WEB調査
調査期間	令和元年11月8日～11月18日	令和元年12月4日～12月11日
調査数	2,000	96
有効回収数(率)	717 (35.9%)	79 (82.3%)

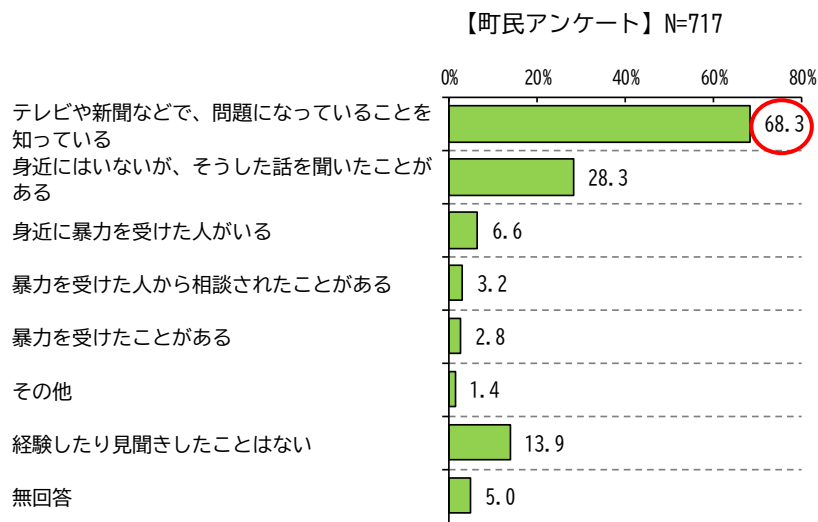
問：見たり聞いたりしたことがある言葉（複数回答）



町民アンケートでは、「DV（配偶者からの暴力）」70.3%が最も多く、職員アンケートでは、「男女共同参画社会」94.9%が最も多くなっています。

町民・職員アンケートともに、「固定的性別役割分担意識」「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」「イクボス（部下の仕事と私生活の両立を支援し、自らも実践する管理職）」の認知度が低くなっています。

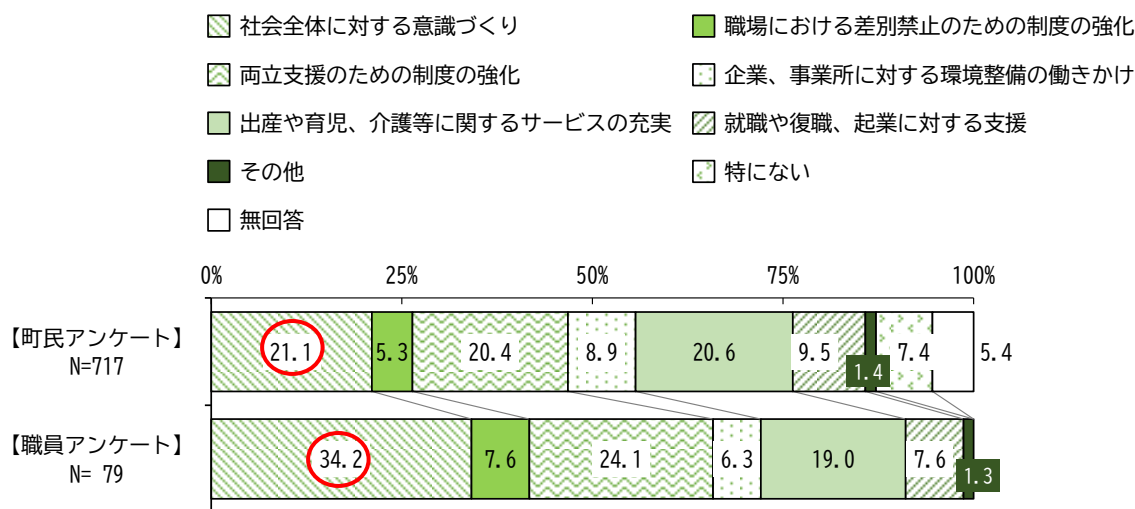
問：DVを経験したり見聞きしたことの有無（複数回答）



町民アンケートでは、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」68.3%が最も多く、DVを経験したり見聞きしたことが“ある”と回答した人は8割となっています。

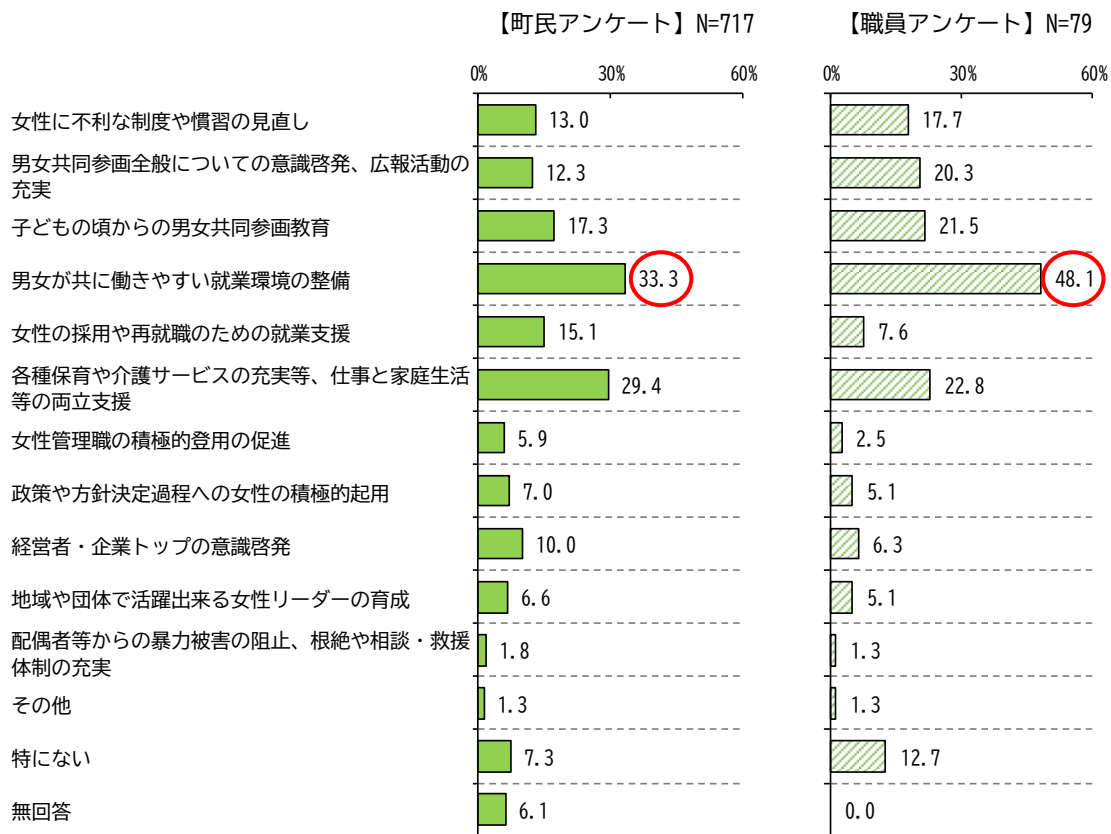
一方、「経験したり見聞きしたことはない」は13.9%となっています。

問：「男女ともに仕事と生活を両立できるようにする」ために最も重要な取り組み



町民・職員アンケートともに、「社会全体に対する意識づくり」が最も多く、以下「両立支援のための制度の強化」「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」と続いています。

問：男女共同参画社会を実現するために町が力を入れていくべきこと（複数回答）



<再掲> 上位5項目

	町民アンケート		職員アンケート	
1位	男女が共に働きやすい就業環境の整備	33.3%	男女が共に働きやすい就業環境の整備	48.1%
2位	各種保育や介護サービスの充実等、仕事と家庭生活等の両立支援	29.4%	各種保育や介護サービスの充実等、仕事と家庭生活等の両立支援	22.8%
3位	子どもの頃から男女共同参画教育	17.3%	子どもの頃から男女共同参画教育	21.5%
4位	女性の採用や再就職のための就業支援	15.1%	男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実	20.3%
5位	女性に不利な制度や慣習の見直し	13.0%	女性に不利な制度や慣習の見直し	17.7%

町民・職員アンケートともに、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が最も多く、以下「各種保育や介護サービスの充実等、仕事と家庭生活等の両立支援」「子どもの頃から男女共同参画教育」と続いています。

第 2 章 基本理念・基本目標

第2章 基本理念・基本目標

1. 基本理念

女性も男性も きらきらと輝く真鶴

まなづる男女共同参画プランでは、基本理念として、「女性も男性もあらゆる活動に自らの意思によって参画し、助け合いながら、自分らしく元気に生きていくためのまちづくりを進めていくこと」を意図して、「女性も男性も きらきらと輝く真鶴」を基本理念として定めました。

一般的に「男性も女性も」と男性が先に記述されるのを、あえて反対に「女性も男性も」としたのは、女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重していくことを表しています。また、「きらきらと輝く」は、真鶴の海に太陽の光が反射したさまと、町民の一人ひとりが、あらゆる場面で個性と能力を発揮している様子を重ね合わせたもので、人の優しさにあふれた住みよい真鶴をめざすことを表したものです。

まなづる男女共同参画プラン改訂版では、この基本理念を継承し、各種施策や事業に取り組めます。

2. 基本目標

「女性も男性も きらきらと輝く真鶴」の基本理念に基づき、本計画では4つの基本目標を設定します。これらの目標の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域さらに町民、事業者、町が力を合わせて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

真鶴町の男女共同参画プランを推進するためには、町民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、性別による固定的な役割分担意識や「男は仕事・女は家庭」といった社会制度や慣行の見直しが必要です。

そこで、基本目標Ⅰでは、男女共同参画の理念に関する理解や意識の普及啓発を図ることとしています。

また、男女共同参画の視点に立って学校や家庭、生涯学習等を通して地域における男女平等教育を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

さらに、男女が対等な関係を築ける環境づくりを進めるため、暴力の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、異性に対する暴力の根絶とメディア等から人権を侵害している表現を排除するなど、人権に配慮した取り組みをめざします。

【数値目標】研修会参加者の理解度80%（第5次真鶴町総合計画）

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり

基本目標Ⅱでは、男女が社会における対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野での参画を推進することとしています。

また、家庭生活と職業生活・地域活動の両立を支援するために、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、さらなる家庭生活や地域活動への男女共同参画、現状では比較的少ない男性の生涯学習への参加や、女性の参加が少ない自治会の役員等への参加推進等、家庭や地域において男女が支えあえる仕組みづくりを促進します。

そして、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場づくりを推進していくとともに、働き方改革を進め、女性の就職や能力開発、地場産業等に携わる女性への支援体制を充実していきます。

【数値目標】審議会等における女性の割合30%（第5次真鶴町総合計画）

基本目標Ⅲ 男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標Ⅲでは、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会をつくるために、男女がそれぞれのライフスタイルや考え方の多様性を認め合い、各ライフステージに応じた健康支援や性教育、相談、各種検診等の充実を図ることとしています。

また、防災や防犯等の分野においても、男女がともに参画し、お互いの立場から安全・安心について考えていく体制づくりを推進していきます。

【数値目標】特定健診受診率42%（第3期真鶴町特定健康診査等実施計画）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

基本目標Ⅳでは、計画を推進するために、職員一人ひとりの男女共同参画に対する意識の改革を行い、庁内における推進体制を強化することにより、計画の実行性を評価することとしています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、国や県、近隣市町、その他関係機関との協力・連携体制の構築を図り、さらに、町民や事業者等とのまちづくりへの参画手法について考えていく体制づくりを推進していきます。

【数値目標】管理的地位にあたる職員に占める女性職員の割合20%

（真鶴町女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画）

3. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の基本の方向

主要施策

女性も男性も

きらきらと輝く真鶴

I
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1
社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

(1) 広報・啓発活動の推進
(2) 人権尊重のための意識啓発と情報提供

2
男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

(3) 家庭教育の推進
(4) 学校教育の推進
(5) 社会教育・生涯学習の推進

3
異性に対する暴力の根絶とメディアにおける人権の尊重

(6) DVやセクハラ等の防止対策の推進

II
あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり

4
政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
(8) 団体・事業所等の取り組みへの支援・協力要請
(9) 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

5
男女の家庭生活と働き方の見直し・地域活動との両立支援

(10) 子育て環境の整備
(11) 介護環境の整備
(12) 仕事と家庭の調和のとれた環境の整備
(13) 家庭生活における男女の役割の見直し
(14) 地域活動における男女共同参画の推進

6
働く場における男女共同参画の推進

(15) 職場における男女平等の促進
(16) 女性のチャレンジ支援と能力開発
(17) 地場産業に携る女性への支援

III
男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

7
生涯を通じた女性の健康支援の推進

(18) 生涯を通じた女性の健康支援
(19) 安心して子どもを産み育てる環境の整備
(20) 女性の健康づくりの推進

8
安全・安心なまちづくりの推進

(21) 安全・安心なまちづくりへの男女共同参画
(22) 災害における男女共同参画の推進

IV
男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

9
計画の推進と管理

(23) 男女共同参画を推進するための体制の充実
(24) 国・県との連携体制の構築
(25) 町民とのパートナーシップによる計画の推進

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の基本方向1 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

現状と課題

私たちの意識や社会の制度・慣行には、男女を固定的にみる意識や性別役割分担意識が気付かないうちに働き、一方の性に差別的に働いているものが少なくないといわれています。こうした意識は、意欲の低下や能力発揮の可能性を失わせ、男女がともに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現の妨げになっているともいわれています。

令和元年度に行った、『真鶴町 第5次総合計画策定に関する町民アンケート調査・職員アンケート調査』で、「固定的性別役割分担意識」「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」「イクボス（部下の仕事と私生活の両立を支援し、自らも実践する管理職）」などの用語の認知度は、町民・職員アンケートともに低い結果となっており、意識の改革が課題になっています。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画に対する理解を深めていけるよう男女共同参画に関する諸施策の周知や意識啓発事業を推進する必要があります。

主要施策及び内容

(1) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画の現状や女性に関する諸施策の周知を図るため、広報をはじめ、あらゆる機会や多種多様な媒体を利用して、継続的な啓発活動を推進します。

- ◇ 広報の活用と啓発資料の配布（企画調整課・健康福祉課）
- ◇ 情報提供体制の充実（企画調整課・健康福祉課）

(2) 人権尊重のための意識啓発と情報提供

性別による固定的な役割分担意識の解消や昔からの社会制度・慣行の意識改革に向けて見直しを求めるとともに、男女の人権や性の尊重、LGBTへの理解等について、講演会や講座等を通して意識啓発や情報提供を行います。

- ◇ 広報の活用と啓発資料の配布（企画調整課・健康福祉課・教育課）
- ◇ 男女の人権・平等意識を形成する講演会・講座等の開催（企画調整課・健康福祉課・教育課）
- ◇ 同性パートナーシップ制度の導入（町民生活課）

施策の基本方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのためには家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きく、家庭、地域、学校のあらゆる場において男女平等を含めた人権教育を推進していく必要があります。しかし、「体力」や「身体構造」などを考慮する「区別」も必要です。「区別」と「差別」の違いの学習についても、あらゆる場で意識した教育を推進していく必要があります。

令和元年度に行った、『真鶴町 第5次総合計画策定に関する町民アンケート調査・職員アンケート調査』では、男女共同参画社会を実現するために町が力を入れていくべきこととして、町民・職員アンケートともに「子どもの頃からの男女共同参画教育」が上位3番目に挙げられています。

こうしたことから、男女がともに一人の自立した人間として、互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、幼保小中から各発達年齢に応じて、男女共同参画の視点に立った教育を進めていくことが求められます。

また、家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子どもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

さらに、女性も男性もそれぞれの個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。

主要施策及び内容

(3) 家庭教育の推進

性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報や情報提供、学習機会の充実を図ります。

- ◇ 家庭教育学級や講演会等の開催（健康福祉課・教育課）

(4) 学校教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育む重要な場であることから、児童・生徒の混合名簿使用等、性別によらない人権尊重の指導・支援の充実を図り、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。

また、男女とも自己の資質、適性に合わせ、幅広い視野から進学先や職業を選択できるよう、適切な進路指導、職業意識の形成に努めます。

- ◇ 学校生活等における男女共同参画に基づいた教育の取り組み（健康福祉課・教育課）
- ◇ キャリア教育の実施による児童・生徒の職業意識、生き方指導の充実の取り組み（教育課）
- ◇ 教職員に対する男女平等に関する研修、研究等の推進（教育課）

(5) 社会教育・生涯学習の推進

幼児から高齢者まで男女共同参画の意識を広く浸透させるために、学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する図書や資料を充実していきます。

- ◇ 男女共同参画に関する教室、講演会等の開催（企画調整課・健康福祉課・教育課）
- ◇ 男女共同参画の視点に基づいた図書、資料の提供（教育課）

施策の基本方向3 異性に対する暴力の根絶とメディアにおける人権の尊重

現状と課題

配偶者や恋人等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー等の被害者は年々増加し、その内容も深刻化してきています。

暴力は決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人からの暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在しやすいものですが、どのような関係であっても、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害といえ、多くの場合、その被害者は女性であり、「男女の人権の尊重」を掲げる男女共同参画社会を推進していくうえで重要な課題となっています。これらDV等の暴力の根絶のために積極的に意識啓発を行っていくとともに、相談体制や支援体制を充実させていく必要があります。

また、身の回りには、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等、さまざまなメディアの情報があふれており、一部のメディアにおいては、性的側面だけを強調したり、性別による固定的な役割分担を肯定したりする情報を、そのまま取り扱ったものが見受けられることも少なくありません。そこで、メディアにおける人権に関する自主的な取り組みに期待するとともに、視聴者、読者がメディアからもたらされる情報を無批判に受け入れるのではなく、メディアの性質をよく知ったうえで、情報を読み解き、評価していく力（メディア・リテラシー）を向上させていくことも必要です。

主要施策及び内容

(6) DVやセクハラ等の防止対策の推進

DVやセクハラ*を防止するために、関係機関や庁内各課との連携のもと、関連法と相談窓口の周知を図ります。また、被害の潜在化を防ぐとともに、特に夜間の対応を検討するなど、被害者相談への対応を強化し、支援体制を充実します。

また、メディア等から人権を侵害している表現を排除する等、人権に配慮した取り組みを推進します。

- ◇ 関係機関によるネットワーク体制の確立
(企画調整課・健康福祉課・教育課・町民生活課)
- ◇ 被害者保護のための連携体制の整備 (企画調整課・健康福祉課・教育課)
- ◇ 相談窓口の周知と相談支援体制の充実 (企画調整課・健康福祉課・教育課)
- ◇ 人権教育の推進 (企画調整課・健康福祉課・教育課)
- ◇ 町内公共施設、観光施設、事業所等へのポスター等の掲示による意識啓発
(企画調整課・健康福祉課)

【基本目標Ⅱ】

あらゆる分野で男女とも個性や能力が発揮できる社会づくり

施策の基本方向 4 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題

政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

国においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目標に掲げています。真鶴町においても、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担う男女平等のまちづくりに向けて、町の政策や方針の立案から決定までの過程へ男女がともに関わっていくことが重要です。

今後は、審議会等への女性の参画の促進、指導的地位への女性の登用を積極的に行い、女性の意見を把握する機会を増やす等、町の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めていくことが課題です。

主要施策及び内容

(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策や方針の立案・決定の場へ男女双方の意見が反映されるよう、審議会等における女性委員の割合を30%とすることを目標として掲げ、積極的に女性委員の登用を推進します。また、役場女性職員の職域拡大に努めるとともに、能力に応じた女性の管理職への登用を推進します。

- ◇ 審議会等における女性委員率30%達成の促進（企画調整課・政策課）
- ◇ 公募等幅広い女性委員の登用の推進（企画調整課・政策課）

(8) 団体・事業所等の取り組みへの支援・協力要請

あらゆる機会を通じて、女性の登用等について、事業所、各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体等）に協力を要請し、社会的気運の醸成を図るとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に関する情報提供等により、実効性のある取り組みが行われるよう協力を要請します。

- ◇ 各種団体における女性の登用の促進（企画調整課）
- ◇ 各分野における情報提供や協力要請（企画調整課）

(9) 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

女性の人材に関する情報を幅広く収集し、関係者が随時活用できるようなデータベースを作成し、女性リーダーの養成と発掘について積極的に取り組みます。また、地域で活躍できるような人材の育成を図ります。

- ◇ 人材育成と活躍のための情報と学習機会の提供（教育課）
- ◇ 女性の人材に関する情報収集（教育課）

施策の基本方向 5 男女の家庭生活と働き方の見直し・地域活動との両立支援

現状と課題

ライフスタイルの変化や意識・価値観の変化に伴い、多様な働き方を可能とする環境づくりが求められています。働く女性が増え、様々な職場に女性が進出していますが、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など法的な整備はされても、働く女性の多くは、職場の同僚に与える影響を考えて時期や仕事を調整しているのが現状です。

こうした中、ワーク・ライフ・バランスが注目されています。国の定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、“ワーク・ライフ・バランス”の定義を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

こうしたことから、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を、職場や地域社会に浸透させていくとともに、男女が、相互に協力し、社会の支援を受けながら、バランスのとれた生活スタイルの実現をめざしていくことが必要です。

また、2019年4月から、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が順次施行され、有給休暇が取得しにくい、大量の時間外労働が当たり前になっている、といった働き方そのものを変えていくことも求められています。

主要施策及び内容

(10) 子育て環境の整備

核家族化・少子化が進む中、地域の中で安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の整備を推進します。

- ◇ 子ども・子育て支援事業の充実（健康福祉課）
- ◇ ノーマライゼーション*、防犯や事故防止に対処した公共施設等の整備（健康福祉課・まちづくり課）
- ◇ ボランティア活動の実施と支援（健康福祉課）
- ◇ 子育てに関する相談体制の充実（健康福祉課）

(11) 介護環境の整備

男女がともに協力して介護にあたるよう意識啓発を進め、仕事と介護が両立できる支援体制や福祉サービスの整備・拡充に取り組みます。

- ◇ 介護保険や高齢者福祉サービスの充実（健康福祉課）
- ◇ 介護予防ボランティア育成講座等の実施（健康福祉課）
- ◇ 介護予防に関する情報提供（健康福祉課）
- ◇ 介護に対する意識啓発（健康福祉課）

(12) 仕事と家庭の調和のとれた環境の整備

男女が働き続けながら、安心して育児・介護を行うことができるよう、育児・介護休業を取得しやすい環境の整備や、家庭と仕事の両立支援制度の定着に努めるとともに、事業所における両立支援制度の導入等を促進します。また、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進など、働き方改革を促進します。

- ◇ 広報、ポスター、チラシ等による情報提供と意識啓発（産業観光課）
- ◇ 労働時間の短縮と育児・介護休業制度の情報提供・定着の促進（産業観光課）
- ◇ 働き方改革の推進（産業観光課）

(13) 家庭生活における男女の役割の見直し

家庭生活における性別による固定的役割分担を見直し、家族全体で子育て・介護・家事の責任を担い、分担ができるような意識啓発のための講座を開催します。

- ◇ 家庭教育学級や講演会等の開催（健康福祉課）
- ◇ 男性も参加できるように配慮した家庭生活に関する講座等の開催（健康福祉課）

(14) 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともにさまざまな地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくとともに、暮らしやすい活力のある地域社会をつくるために、町民の主体的な活動の場を提供し支援していきます。

- ◇ まちづくり活動支援事業等の活用と充実（企画調整課）
- ◇ ボランティア団体、NPOへの情報提供と支援（企画調整課）
- ◇ 地域活動への積極的な参加の促進（企画調整課）
- ◇ 町内一斉清掃、ビーチクリーンアップ等の実施（町民生活課）
- ◇ 地方創生のために重要な女性活躍の促進（政策課）

施策の基本方向 6 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。しかしながら、女性の働く場への参画は、性別による差別や、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が困難であること、能力を開発する機会が十分に確保されていないこと等の理由により、あまり進んでいません。

現在、労働力の流動化や就業形態の多様化等の経済構造の変化や少子・高齢化に伴い、将来予測される若年労働力の減少傾向等による社会環境の変化によって、女性を取り巻く就業環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、2016年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、女性が働きやすい環境づくりを求めています。

このため、パートタイム労働、派遣労働、在宅就業、SOHO*、NPO等の就業形態の多様化に対応した良好な就業環境の整備が必要です。特に、テレワーク*やサテライトオフィス*、シェアリングエコノミー*などの新しい就業形態は、男女を問わない働く場として今後の展開が期待されます。

こうした中で、女性も男性も自らの能力を最大限に発揮し、未来を切り開く原動力となるためには、働く場における女性と男性の格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが必要です。

主要施策及び内容

(15) 職場における男女平等の促進

男女雇用機会均等法の普及に努めるとともに、事業所にポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入を促進します。また、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取り扱いの改善及び男女間の賃金格差が生じないような各種の取り組みを促進します。

- ◇ 広報、ポスター、チラシ等による情報提供と男女格差の是正のための啓発（産業観光課）
- ◇ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取り組みの促進（産業観光課）
- ◇ 男女雇用機会均等法等の周知（産業観光課）

(16) 女性のチャレンジ支援と能力開発

女性の職域拡大や再就職を希望する女性を支援するため、県等関係機関と連携して、能力開発や就職に関する講座等の情報提供を行うほか、サテライトオフィスの誘致やシェアリングエコノミーの推進などにより、新たな働く場の確保を進めます。また、進路選択の際に、男子向き・女子向きといった意識にとらわれず、本人の適性と意欲を生かせる、広い可能性の中で進路選択ができるよう支援します。

- ◇ 県等の職業能力開発講座等の情報提供（産業観光課）
- ◇ 商工会等の紹介による就労促進（産業観光課）
- ◇ 進路選択の支援（教育課・産業観光課）
- ◇ シェアリングエコノミーの推進（政策課）
- ◇ サテライトオフィスの誘致（政策課）

(17) 地場産業に携る女性への支援

地場産業等に従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境をつくるため、家族等の協力が得やすくなるような啓発活動の推進、また、農水産物の加工所や直売所等で働く女性の支援を行うことにより、地域おこしの立役者となる人材の育成を図ります。

- ◇ 地場産業後継者の育成と支援（産業観光課）
- ◇ 地域活性化施設の整備と充実（産業観光課）
- ◇ まちづくり活動支援事業等の活用による事業の開発と雇用の拡大（産業観光課）

【基本目標Ⅲ】

男女ともに健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり

施策の基本方向 7 生涯を通じた女性の健康支援の推進

現状と課題

女性と男性では、身体的・生理的に、当然差異がありますが、一人の人間として平等であることは言うまでもありません。男女がそれぞれの身体の違いを十分理解し合い、互いに思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現の前提となります。

特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。女性が自らの身体について正しい情報を得て自分で判断しながら、生涯にわたって心身の健康を維持していく必要があります。

主要施策及び内容

(18) 生涯を通じた女性の健康支援

生涯にわたる女性の健康を権利として保証するため、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育、相談、各種検診体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等にわたる各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。また、生活困窮者等の困難を抱えた女性の支援に取り組みます。

- ◇ 生活相談や健康相談の開催（健康福祉課）
- ◇ 国保特定健診、住民健診、高齢者健診の実施と充実（健康福祉課・町民生活課・国民健康保険診療所）
- ◇ がん検診等個別検診の実施（健康福祉課）
- ◇ 各種健康教室、介護予防の充実（健康福祉課）
- ◇ 女性専用外来に関する町民への情報提供（健康福祉課・町民生活課）

(19) 安心して子どもを産み育てる環境の整備

妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増加していることから、働く女性の母性保護と健康管理について啓発と施策の充実を図ります。

- ◇ 妊婦健康診査、両親教室等の実施（健康福祉課）
- ◇ 乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、親子教室等の実施（健康福祉課）

(20) 女性の健康づくりの推進

心身ともに健康で元気な生涯が過ごせるよう健康増進やスポーツ、レクリエーション活動を充実するとともに、参加しやすい工夫と環境づくりを推進します。

- ◇ 生活習慣病予防対策事業の実施（健康福祉課）
- ◇ 健康づくり教室、健康づくり栄養教室の実施（健康福祉課・国民健康保険診療所）

施策の基本方向 8 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、安全で安心して暮らせるように防犯体制を整備していく必要があります。

また、防災や災害復興においては、被災時の避難や食料の確保等、避難場所での生活における責任が女性に集中することや、支援対策と被災者ニーズとの不一致等が問題となっています。このようなことから、最近の災害の教訓を踏まえ、男女のニーズの違いを把握した対応を進める等、女性の参画を促す取り組みが始まっています。そのため、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策を確立していく必要があります。

主要施策及び内容

(21) 安全・安心なまちづくりへの男女共同参画

男女共同参画の視点における防災や防犯への取り組みを推進し、すべての町民が安全で、安心して暮らしていける地域の確立を図ります。

- ◇ 地域における防犯パトロール、子どもの見守り活動等の実施（総務課）
- ◇ 防犯灯、道路照明灯の設置（まちづくり課）

(22) 災害における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った災害時の支援や復興対策を推進します。

- ◇ 男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の整備（健康福祉課）
- ◇ 防災拠点・防災環境の充実と周知（総務課）

【基本目標Ⅳ】 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み**施策の基本方向 9 計画の推進と管理****現状と課題**

計画の実効性を高めるためには、男女共同参画の視点に立った施策事業が進められるよう、職員一人ひとりの男女共同参画意識のさらなる醸成をはじめとし、「真鶴町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、役場職員の男女共同参画の取り組みも進めていく必要があります。

また、男女共同参画の問題は政治、経済、文化等社会のあらゆる分野にわたっているため、たとえば、就労・社会保障の問題等町独自では解決できないものが多く見られます。そのため、関係各課と協議のうえ、国や県、近隣市町と協力・連携して進める必要があります。

さらに、町全体のあらゆる場面における男女共同参画の推進は、町民等と協力・連携していくことが求められます。そのため、計画の進捗状況を把握・分析し、役場職員だけでなく、本町に関わる人すべてに公表していくことが重要です。

主要施策及び内容

(23) 男女共同参画を推進するための体制の充実

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、役場職員の研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

- ◇ 人権の尊重や男女平等意識に基づいた研修や学習機会の開催（総務課）
- ◇ 役場職員の意識改革、能力開発及び人材活用（総務課）
- ◇ 役場職員の職場における男女共同参画の推進（企画調整課）

(24) 国・県との連携体制の構築

男女共同参画社会を実現していく上での課題は多岐にわたり、町独自では解決しにくい問題を施策に取り組むため、国や県、近隣市町、その他関係機関との協力・連携を図り、推進します。

- ◇ 国や県等が開催する講演会や研修会等の情報提供（企画調整課）
- ◇ 近隣市町と連携した取り組みの推進（企画調整課）

(25) 町民とのパートナーシップによる計画の推進

男女共同参画の推進に関する施策に取り組むとともに、町民、関係機関、団体等のまちづくりへの参画を図り、心豊かで住みよい男女共同参画社会を確立します。

- ◇ 男女共同参画に関する意識・実態の把握（企画調整課）
- ◇ 計画の実施状況の把握と分析（企画調整課）

第4章 計画推進の体制

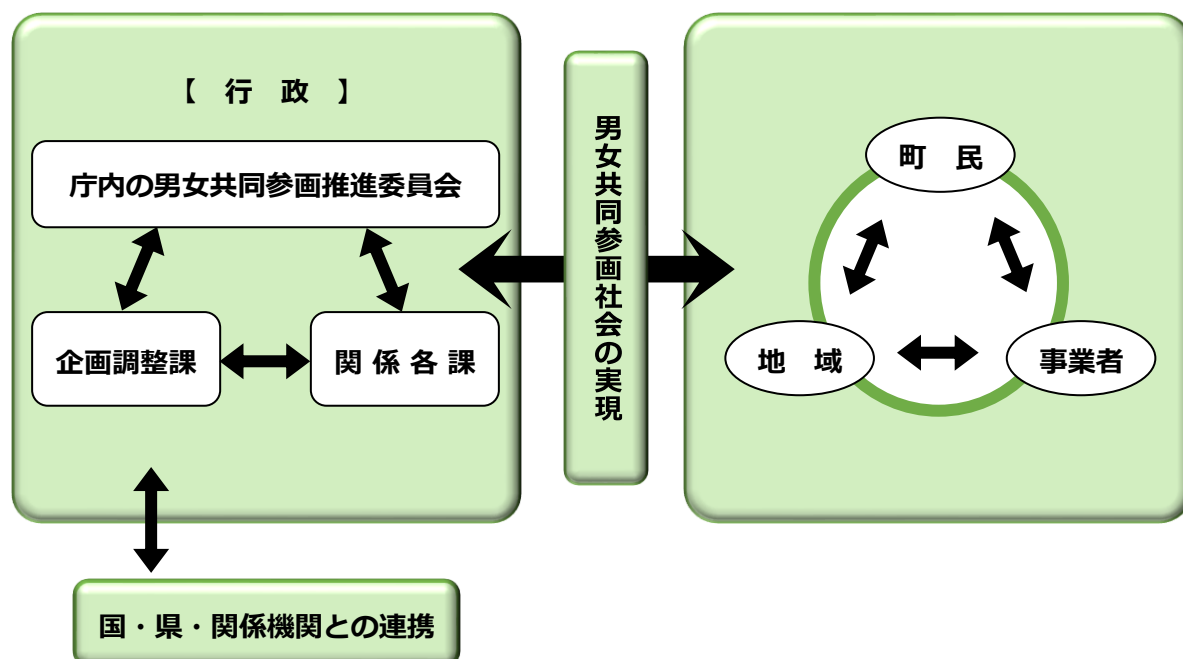
第4章 計画推進の体制

1. 庁内推進体制の整備

男女共同参画施策は広範囲にわたるため、この「まなづる男女共同参画プラン」の推進については、関係各課が協力・連携体制を構築し、全庁的に取り組みます。

さらに、庁内の男女共同参画推進委員会において、「まなづる男女共同参画プラン」の推進状況を把握・検討し公表していきます。

また、国や県、近隣市町、その他関係機関とも協力・連携体制の構築を図り「まなづる男女共同参画プラン」を推進していきます。



2. 町民参加による推進

男女共同参画社会の実現を促進するためには、「まなづる男女共同参画プラン」について、町民一人ひとりが理解を深め、問題意識を持つことが大切です。

さらに、女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮する社会づくりのために、家庭、学校、職場、地域において、また、町民、事業者、町がそれぞれに人の優しさにあふれた住みよいまちづくりをめざして、連携・協働しながら「まなづる男女共同参画プラン」の実現に向けて取り組んでいきます。

第 5 章 資料編

第5章 資料編

1. 国・県・町の動向

※○国、▲県、●真鶴町

年	月	国・県・町の動向
平成22 (2010) 年	6月 12月	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」一部改正 ○「育児・介護休業法」改正施行 ○「男女共同参画基本計画（第3次）」策定
平成24 (2012) 年	6月	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定
平成25 (2013) 年	3月 7月	▲「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」策定 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成26年1月施行）
平成26 (2014)年	3月	▲「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定
平成27 (2015) 年	8月 9月 12月	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ○「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標）が採択 ○「男女共同参画基本計画（第4次）」策定
平成28 (2016)年	3月	●「真鶴町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
平成29 (2017) 年	3月 6月	○働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を決定 ○「子育て安心プラン」公表、待機児童解消策の強化等
平成30 (2018) 年	3月 5月 6月	▲「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定 ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ○「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）成立
令和元 (2019) 年	3月 6月	▲「かながわDV防止・被害者支援プラン」改訂版を策定 ○女性活躍推進法改正 ○労働施策総合推進法改正
令和2 (2020) 年	6月 9月 12月	○性犯罪・性暴力対策の強化の方針を閣議決定、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置 ○「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置 ○「男女共同参画基本計画（第5次）」策定 ●「真鶴町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」改訂

「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

令和2年12月25日 閣議決定

男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3つの政策領域

I あらゆる分野における女性の参画拡大	II 安全・安心な暮らしの実現	III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
<第1分野> 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 <第2分野> 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 <第3分野> 地域における男女共同参画の推進 <第4分野> 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<第5分野> 女性に対するあらゆる暴力の根絶 <第6分野> 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 <第7分野> 生涯を通じた健康支援 <第8分野> 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進	<第9分野> 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 <第10分野> 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 <第11分野> 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次） ～ ともに生きる社会、ともに参画する社会へ ～」平成30年3月策定 神奈川県

基本目標

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

基本理念

- 1 人権の尊重
性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること
- 2 あらゆる分野への参画
社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現
働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること
- 4 固定的性別役割分担意識の解消
性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

重点目標

- 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画
- 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
- 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし
- 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
- 重点目標5 推進体制の整備・強化

「かながわDV防止・被害者支援プラン」改訂版

平成31年3月策定 神奈川県

基本認識

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
- (2) DVを防止するとともに、相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことは、国及び県・市町村の責務です。
- (3) DVは、子どもに対しても深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、子どもの心身の安定の確保や教育を受ける権利への配慮と一体となった被害者への支援が必要です。
- (4) DVへの対策を推進するためには、国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携しながらそれぞれの役割を担っていくことが不可欠です。

重点目標と特に重点的に取り組むポイント

- 重点目標Ⅰ 暴力の未然防止
- 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備
- 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備
- 重点目標Ⅳ 自立支援の促進
- 重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

特に重点的に取り組むポイント

- ポイント1【DV防止】DV発生未然防止のための予防対策の強化
- ポイント2【DV防止】相談実例に基づくDV防止啓発冊子の作成等による啓発の強化
- ポイント3【被害者支援】相談・支援に対応する職員に向けた研修体制の強化
- ポイント4【被害者支援】被害者支援に取り組む民間団体に対する支援の強化

「真鶴町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」**平成28年3月策定 真鶴町
令和 3年3月改訂**真鶴町長
真鶴町議会
真鶴町教育委員会
真鶴町選挙管理委員会
真鶴町農業委員会

真鶴町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、真鶴町長、真鶴町議会、真鶴町教育委員会、真鶴町選挙管理委員会、真鶴町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標 1. 職員採用関係

真鶴町における採用した職員に占める女性職員の割合は計画策定当初の平成 27 年度実績では 37.5%で令和 2 年度までの実績の平均は 22.6%であり、目標値の 40%を達成できず大変低い水準であった。今後 5 年間で採用情報をホームページ、広報紙等を幅広く活用した積極的な周知を行い、女性の採用試験の受験割合及び採用割合を平均 40%に引き上げる。

(単位 : %)

	採用した職員に占める女性職員の割合
平成 27 年度実績	37.5
平成 28 年度～令和 2 年度	22.6
令和 3 年度～令和 7 年度 (目標)	40

目標 2. 配置登用関係

本計画期間内において、役職段階ごとに適正な人材育成を実施し、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、管理的地位にあたる職員に占める女性職員の割合を、計画策定当初の平成 27 年度実績では 13.3%で令和 2 年度までの実績は 17.6%であり、目標値の 20%を達成できなかった。今後 5 年間で 20%以上に引き上げることを目標とする。

(単位 : %)

	管理的地位にあたる職員に占める女性職員の割合
平成 27 年度実績	13.3
令和 2 年度 4 月 1 日	17.6
令和 7 年度 4 月 1 日 (目標)	20

目標 3. 継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を図るため、制度の周知の徹底、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する所属職場との連絡体制の確保等必要な支援を行い、今後 5 年間で男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数において、計画策定当初の平成 27 年度実績では出産休暇取得日数 2 日であり、目標人数を 7 日としていたが、平均取得日数は 5 日となった。今後の目標は配偶者出産休暇取得率 100%、育児休業取得率 40%を目指すため、ワーク・ライフ・バランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施し、子育てしやすい職場をつくる。

(単位：日)

	配偶者出産休暇取得日数
平成 27 年度実績	2
平成 28 年度～令和 2 年度（平均）	5

(単位：%)

	配偶者出産休暇取得率	育児休暇取得率
令和 2 年度	100	33.3
令和 3 年度～令和 7 年度（目標）	100	40

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を令和 7 年度までの 5 年間かけて実施する。

《目標 1 に対する取組内容》

積極的に町の P R を行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して採用試験実施の周知を図る。

《目標 2 に対する取組内容》

主幹・係長クラスの女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、管理職となるべき職員育成を図る。

《目標 3 に対する取組内容》

男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る他、制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。

2.用語の説明

ページ	用語	説明
P1	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される。国の政労使トップで合意された「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。
P1	D V	「domestic violence」の略。夫や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障害者等家庭内弱者への暴力を指す。
P1	L G B T	性的少数者（性的マイノリティ）の一部である、「Lesbian・レズビアン（女性の同性愛者）」「Gay・ゲイ（男性の同性愛者）」「Bisexual・バイセクシュアル（両性愛者）」「Transgender・トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ人）」の頭文字を並べた略称。
P14	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為や、性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為のこと。
P18	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。
P20	S O H O	会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。
P20	テレワーク	I C T（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
P20	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置され、通信環境などの必要最低限の機能を保持小規模なオフィスのこと。
P20	シェアリングエコノミー	インターネットを介して使っていないモノ・場所・技能などを貸し借りするサービスのこと。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングをはじめ、個人と個人での貸し借りを仲介する様々なシェアリングサービスが登場している。